

環境省

環境汚染対策室では、水・大気・土壌など、媒体ごとに環境汚染に関する対策を行っています。主に典型7公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）を対象とした公害防止のための規制を所管し、環境を守るための業務を行っています。



内容に関する
参考ホームページ

科学的知見に基づき、
環境衛生を守る

私は、主に大気汚染の対策について担当しています。大気中への有害大気汚染物質の排出抑制対策や有害大気汚染物質の大気中濃度のモニタリングに関する業務を担っています。大気汚染防止法では、例えば、水銀等について大気中への排出を抑制するため、排出基準が設けられています。また、規制する以外にも、事業者に対して有害大気汚染物質をできるだけ大気中に排出しないよう自主管理の取組を促しています。化学物質が人の健康に影響を及ぼさないように専門家などとも議論を行い、事業者による排出抑制対策を促進しています。事業者に協力いただくためにも、科学的な根拠を基に議論することは重要です。環境省でも、厚生労働省と同じように科学的な知見を活かして業務を行っています。



環境省
水・大気環境局
環境管理課 環境汚染対策室 係長

本多 孝明

HONDA Takaaki